

インボイス、3つの選択肢

事業者が10月以降に仕入れ税額で11万円（本体価格10万円、消費税1万円）を払い、販売先から29万円（本体価格20万円、消費税2万円）を受け取る例でみよう。個人事業者が販売先から受け取った消費税2万円をそのまま納めるべしと、すでに仕入れ先に払った1万円と合計で3万円を負担することになる。そこで売り上げの消費税から仕入れの消費税を引いた1万円を納税するという仕組みだ。

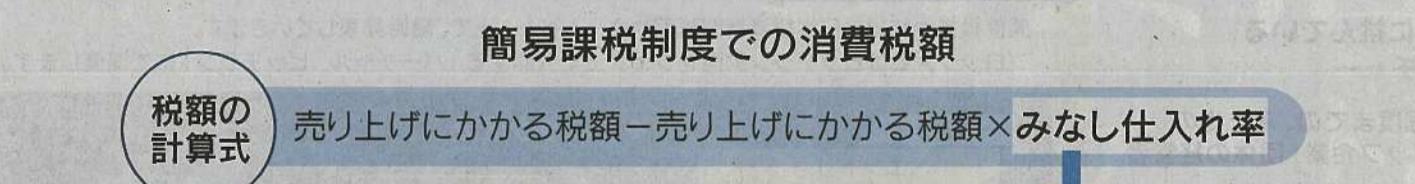
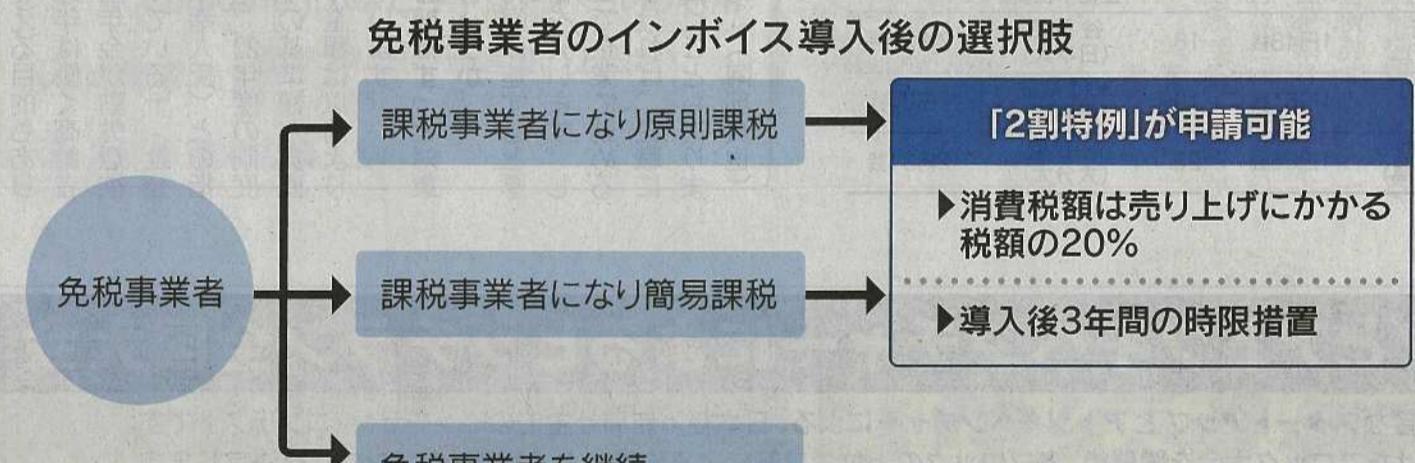
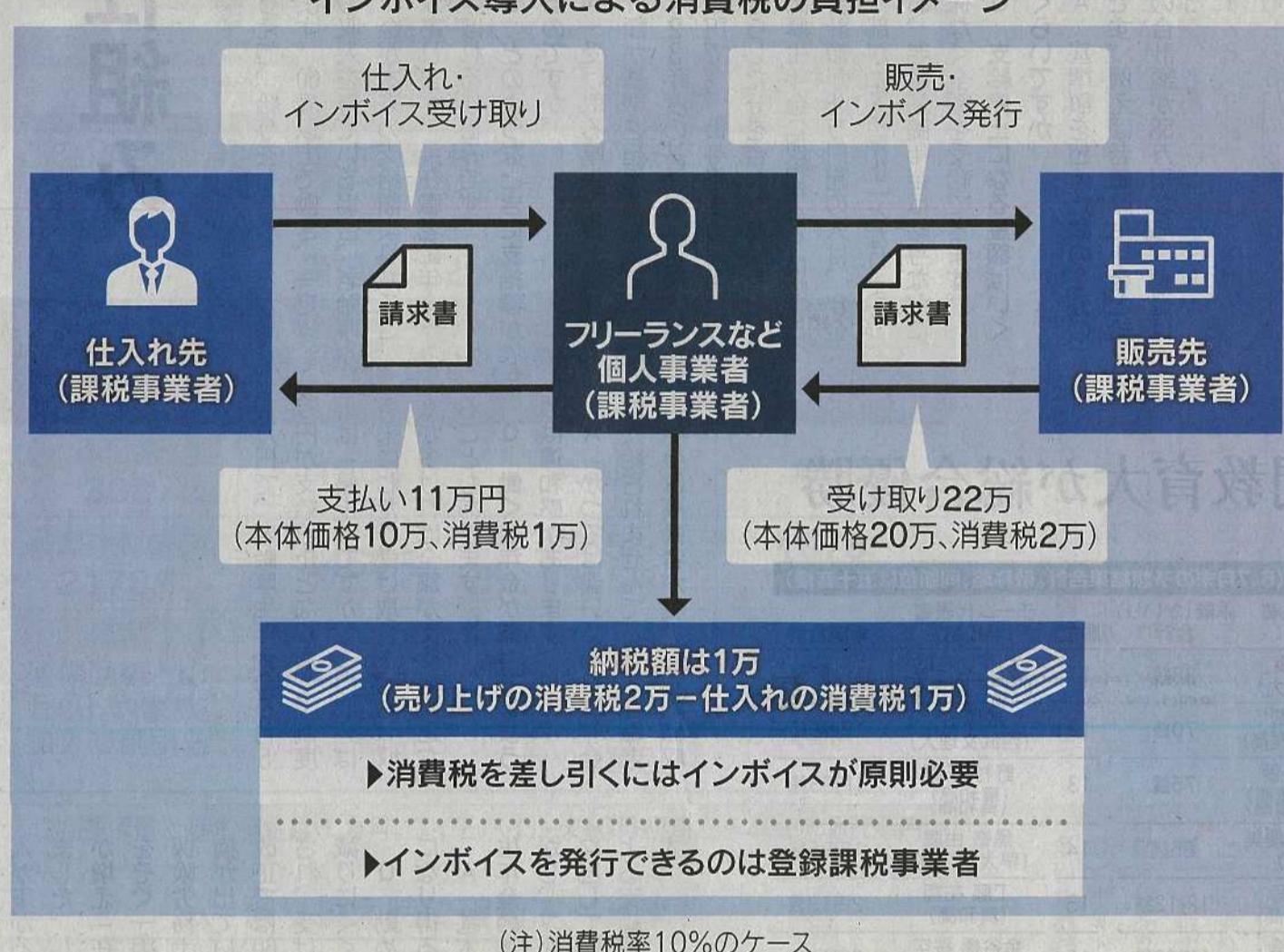
消費税は一般的に商品・サービスの本体価格に上乗せされ、製造卸売り、小売りといった各段階で事業者や消費者が税込み代金のかたちで払っている。国に消費税を納めるのは、販売先から消費税を受け取った事業者。ただし事業者は仕入れの際に税込み代金を払っているため、仕入れにかかった税額を差し引いて申告・納付する。この仕組みを「仕入れ税額控除」という。

がフリーランスなどの個人事業主で売上高が年1000万円以下のお免税事業者。適格請求書を発行するには制度に登録し、課税事業者になることが義務付けられているためだ。免税事業者はどうすべきか対応策を探った。

神奈川県在住のシステムエンジニアAさん(60)は8月初め、インボイス制度への登録を済ませ、課税事業者になった。フリーランスとして取引先のIT(情報技術企業から仕事を請け負い、この数年の年間売り上げは約800万円。免税事業者だったが、制度導入を目前にして方向転換した。「取引先と良好な関係を維持して、将来的のビジネス拡大につなげたい」と話す。

インボイス（適格請求書）制度がスタートする10月まで1ヶ月余り。事業者間の取引で消費税を正確に把握するための制度で、登録事業者は税率と税額を明記した適格請求書を発行することが必要になる。影響を大きく受けそうな

課税登録、特例で負担減も



主な業種	みなし仕入れ率
卸売業	90%
小売業	80
製造業・建設業	70
飲食業	60
サービス業	50
不動産業	40

税率は通常10%で、食料品などは軽減税率8%が適用されている。請求書にはどの品目でどの税率を適用したのか、税額はそれぞれいくらかなどを記載する。インボイス制度に登録する際に割り振られた登録番号も明記することが求められる。

では免税事業者はインボイス導入後にどんな選択肢があるのか。まず10月以降も免税事業者を継続する場合、引き続き消費税を納める必要はなく、納税に関する事務作業も負担せずに済むが、インボイスを発行することはできない。取引先は請求書がなければ原則として仕入れ税額控除をできないため、免税事業者との取引を減らしたり、代金の引き下げを求めたりする可能性がある。

「5%の減額で済んだだけでも

良かった」。こう話すのは神奈川県で不動産賃貸業を手掛けるBさん（76）。年間売り上げは約950万円で10月以降も免税事業者を続けるつもりでいたところ、取引先から消費税相当の10%を引き下げるよう要請された。「個人事業者が企業と交渉するのは厳しかった」（Bさん）といつ。辻・本郷税理士法人の浅野恵理税理士は「取引先から注文を減らされたり、代金を減らされたりするのを懸念する免税事業者は多い」と話す。

一方、免税事業者から課税事業者に変更すると消費税を納める必要が生じ、利益の圧迫要因になる。また消費税を申告・納付する際の仕入れ税額控除で、取引ごとにインボイスを基に計算したりすると、いった事務作業も発生する。ただし課税事業者を選択する場合は、

士法人の清田幸弘代表税理士は助言する。通常の課税方法である原則課税では実際に仕入れにかかる税額を調べる必要があるので対し、簡易課税では売り上げにかかる税額に一定の比率を掛けた金額を仕入れの税額とみなす。

この比率をみなし仕入れ率と呼び、業種ごとに決まっている。売上にかかる税額とみなし仕入れ率が分かれば仕入れの税額を計算できるため、請求書を基に調べる手間を省くことができる。課税対象の売上高が50000万円以下で、事前に税務署に届け出を提出することが利用条件だ。

一方、仕入れは税込みで110円（本体100万円、消費税10円）なので、原則課税を選べば税額は70万円になる。だが簡易税だとシステムエンジニアはビジネス業とされ、みなし仕入れ率50%とAさんの実際の仕入れ率ある12%強より高い。消費税額40万円と、原則課税に比べ30万少なくなる計算だ。

不当な条件変更、違法の

とを選べば、免税事業者からの仕入れについて
て2023年10月～26年9月は消費税相当分
の80%、26年10月～29年9月は50%をインボ
イスがなくても控除することができる。
だが経過措置があつても取引先が「登録し
ないと取引を打ち切る」「仕入れ税額控除で
きないので消費税相当額を代金から減額す
る」などと一方的に通告する可能性がある。
すでにイラストレーターや漫画作家、農家、
翻訳者などでこうした通告を受けた例があつ
たため、政府は「独占禁止法または下請法に
抵触する恐れがある」として取引先事業者に
注意喚起している。

申告の手間や納付する消費税額を減らせる優遇制度がある。

理士法人山田＆パートナーズの川典子税理士は話す。

冒頭のAさんの例でみよう。在の税抜き売り上げは800万円で、果税事業者となると消費税

浅現円30万
され
業者がインボイスを交付できないことを理由に取引を打ち切られたり、代金を一方的に減額されたりしないようにするため、政府は取引先の事業者と対象として各種措置を設けて